

けんぽQ & A

Series52

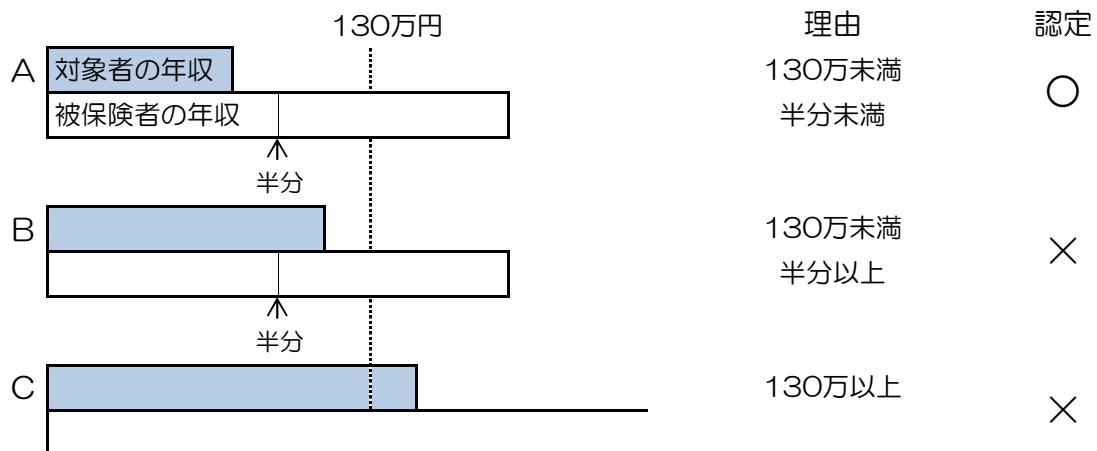
Q 被扶養者の認定の際、条件のひとつに「主として被保険者の収入で生計を維持している」状態とはどのような基準をもとに判断しているのか教えてください。

A 基本は、機械的に一律に適用されるのではなく、生活の実態とかけはなれるなど妥当性を欠く場合は、実状に応じた認定が行われます。

① 対象となる人の年収が130万円未満の場合で、被保険者の年収の半分未満であるときは被扶養者となります。ただし、対象者となる人の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、年間収入が130万円未満で被保険者の年収を上回らないときは、世帯の生計状況から総合的に考えて、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められれば被扶養者になることができます。

なお、認定対象者が60歳以上の方または障害者の場合は、「130万円未満」が「180万円未満」となります。

◆ 同居の場合



なお、認定対象者が別居の場合は、対象者の年収が「130万円未満」で、被保険者からの仕送額が対象者の年収以上130万円未満でなくてはならない。